

# 令和8年度 JA魚沼農業者応援事業について

営農部

地域農業の持続的な発展のため、地域農業戦略の実践に取り組む組合員を支援します。

申請受付期間 令和8年4月1日～6月30日（一部の事業は2月1日に遡及し可能とさせていただきます）

- \* 対象事業の支援枠に達した場合は、対象事業の申請を早期終了する場合があります。
- \* 社会情勢等により、対象事業・支援基準・金額等の変更がある場合もありますので、予めご理解をお願いします。
- \* 運用要領に基づく支援となります。1経営体当たりの上限額の設定等があります。また、事業により申請書類の提出が必要です。詳細につきましては各営農センター・農機センターへお問い合わせをください。

## 【メニュー】

分類	項番	対象事業	支援をする内容、農業者	支援の基準 (上限は1経営体当たり)	事業申請	支援枠
営農指導	①	土づくり支援	水稲・園芸品目の気象変動に左右されない高品質な生産を目指し、土づくりを重視する者。水稲30a・園芸5a以上を散布する者	<b>【散布者支援】</b> 管内の有機センター・堆肥センターの堆肥等を自ら、水稲10aあたり概ね400kg以上・園芸10aあたり概ね2,000kg以上散布する者。堆肥購入金額の20%を支援。上限3万円	要	500万円
				<b>【散布受託者支援】</b> 3ha以上の堆肥等の散布を請負う組織を支援。任意組織も可能とする。散布受託面積10aあたり500円を支援。上限10万円。 （自作地の散布分は対象外とする）	要	100万円
生産資材	②	鳥獣害対策支援	出荷農産物の鳥獣害被害防止のため、電気柵・防護柵を設置する者	鳥獣害被害防止のため、電気柵・防護柵の購入金額が10万円以上の資材に対し、10%を支援。上限30万円。 自治会・農家組合単位などでも集落内にJAへの農産物出荷者が存在する場合は可とする。	要	300万円
米穀	③	令和8年産米出荷支援	主食用コシヒカリの出荷契約達成に向け、JAの取組に協力する者	令和8年産主食用コシヒカリをJAへ出荷契約し、契約を達成した農業者へ次年度用の農作業機械用として、軽油引換券を出荷数量に応じて支援。  最低出荷数量は10俵(600kg)以上とする。 支援基準（出荷数量区分） ・10俵～100俵まで＝1俵あたり1ℓ ・101～200俵まで＝1俵あたり1.5ℓ ・201～500俵まで＝1俵あたり2ℓ ・501～1,000俵＝1俵あたり2.5ℓ ・1,000俵以上＝1俵あたり3ℓ	不要	2,000万円
畜産	④	畜産暑熱対策支援	肉用豚・種用豚・乳用牛・肉用牛の飼育頭数拡大を目指し、飼育舎の暑熱対策に取り組む者	畜産販売農家の飼育舎に耐暑目的で設置した、クーラ・送風機・遮光資材等に対し、購入金額の15%を支援。上限10万円。	要	50万円

園芸	⑤	園芸重点・推進品目生産拡大支援	JAが定めた園芸重点・推進品目の生産拡大及び新規導入をする者	面積拡大及び新規生産者に対し、拡大面積の1aあたり5千円を支援。作付け品目の乗換は除外。上限5万円。	要	100万円
	⑥	生分解性マルチ栽培導入支援	環境等に配慮し、生分解性マルチの使用に取り組む者	生産部会等が推奨し取りまとめを行い、一括購入したマルチに対し、購入金額の15%を支援。上限5万円。	不要	100万円
	⑦	灌水・遮光資材導入支援	品質向上のため、高温・干ばつ被害低減に向け灌水・遮光資材を導入する者	生産部会等が推奨し取りまとめを行い、購入した資材に対し、購入金額の15%を支援。上限5万円。	不要	100万円
	⑧	ユリ切花ブランド化支援	先進的で市場より要望の高い品目の生産拡大を行う者	生産部会等が推奨し取りまとめを行い、購入した前処理剤に対し、購入金額の15%を支援。上限5万円。	不要	70万円
	⑨	園芸ハウス維持支援	園芸品目の栽培拡大、継続のため老朽化した、ハウスの被覆資材の張替えを行う者	JAが定めた園芸重点・推進品目の生産者で、既存ハウスの老朽化した被覆資材の張替えに対し、購入金額の15%を支援。シート類・パイプ・基礎・パッカーなどは除外する。上限30万円。	要	500万円
	⑩	直売所新規出荷者支援	ベジばーく・百菜花んの野菜類の新規の出荷に取り組む者	直売所に新規出荷を行うため、野菜類の生産に必要な管理機(10万円～30万円まで)等の購入に対し、購入金額の20%を支援。准組合員も可。上限6万円。	要	100万円
担い手支援	⑪	IT・スマート農業導入支援	労働力不足に対応する省力化やIT活用により先進的な取組を実践する者	農業用ドローンの操作オペレーター講習受講料に対し、20%を支援。受講者1人当たり上限5万円。	要	100万円
				JAが推奨する水田自動水管理装置の購入金額に対し、20%を支援。上限10万円。	要	50万円
				ザルピオの2ha以上の新規導入者の年額使用料に対し、50%を支援。上限5万円。	要	30万円
	⑫	農業用機械導入支援	水稻およびJAが定めた園芸重点・推進品目の面積の維持および拡大、新規品目導入に必要な機械の更新、導入をする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時の経営面積 水稻3ha、園芸3a以上の農業者とする。</li> <li>購入金額30万円以上の農業用機械1台に対し、10%を支援。上限50万円。</li> <li>組立費、設置に係る電気工事等を含む。</li> <li>フォークリフト、重機、除雪機、軽トラックなど農業用以外に汎用性があるものは除外。</li> </ul>	要	1,900万円
総 額				6,000万円		